

法制審議会
第 1 7 0 回会議 議事録
(要綱(骨子)に関する委員等意見抜粋)

第 1 日 時 平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日 (火) 自 午後 1 時 5 7 分
至 午後 3 時 0 1 分

第 2 場 所 法務省大会議室

第 3 議 題

- 1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に関する諮問第 9 7 号

第 4 議 事 (次のとおり)

……………（上略）……………

○古賀委員 時間の関係もございますので、お手元に私の意見についてはお届けをしていると思います。全般的に今回の３点の諮問事項というのは、いずれも裁判員制度のより良い運用と定着のために行われていると判断をいたしております。ただ、国民の権利行使が安易に制限されないよう、当然のことですけれども、配慮が必要であろうという点から、法改正を要する事項のまず第１点について、対象事件からの除外についても現在までの実態をきちっと認識しながら、厳格な書きぶりにする必要があるということ、あるいは、起訴すべき罪を絞るなど、長期間の審判とならないような工夫をした上でなお、国民参加が困難かどうかを判断すべきであることを要望として書かせていただきました。

加えまして、第２点については、先ほど言いましたように、原則として候補者の辞退、すなわち権利放棄の問題として考える観点からの改正が必要であると思っております。

せっかくの機会ですので、その他の件につきましても、３点、裁判員制度の国民への定着の促進並びに裁判員候補者の辞退率についての現行からの考察、そして、最後に守秘義務の範囲についても要望を書かせていただいておりますので、是非御参考にしていただければ有り難いと思います。

○伊藤会長 ありがとうございます。ただいまの古賀委員の御意見、当審議会の本件諮問事項に関する御意見のほかに裁判員制度の運用面に関する内容も含んでいるものと存じますが、今の時点で何か事務当局から御発言がありますでしょうか。

○稲田幹事 幹事の稲田でございます。

まず、法改正に関する事項についての御意見は、正にこれから御議論をいただきたいと思っておりますのでございまして、その中で御検討いただきたいと思っております。

さらに、その他の事項につきましては、私どもも裁判員制度の運用に責任を持つ機関でございますし、また、この場にはほかにも法曹三者の委員の方もいらっしゃいます。それぞれの部門において、御指摘の点を踏まえて、今後、裁判員制度がより司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することになるように努力をしていくものと考えていますし、私どもといたしましても、そのように努力をしていきたいと思っております。

○伊藤会長 よろしゅうございますか。

○古賀委員 ありがとうございます。

○能見委員 私は民法が専門であり、門外漢ではありますが、一言感想を申し上げたいと思います。この裁判員の参加する裁判というものは、陪審とは恐らく違うのかもしれませんが、ある種、国民の権利、被告人が陪審裁判を受ける権利というような観点から制度が作られている国などがあると思いますけれども、この裁判員裁判に関する制度も、この第２条に書いてあるような事件について、被告人が裁判員の参加する裁判を受ける権利があるというような考え方がとられているのか、とられていないのか、私は門外漢ですから、分かりませんが、そういう観点から今回の改正などをどう考えたらいいかということを見る必要があるのではないかと思います。仮にある種の権利があるんだと、法律の条文上はそういうことは書いてありませんけれども、公正な刑事手続を保障するための制度でありますと、被告人がこういう裁判、裁判員の参加する刑事裁判を受けたいというような希望を

持っているときに、今回の要綱では被告人の意見を聴かなければならないとは書いてありますけれども、できるだけその希望が尊重される必要があるのではないかと思います。そういう意味で、別にこの制度に反対とかいうことではありませんけれども、今のような、裁判員が参加する裁判についての基本的な考え方、それとの関係でこの長期の審理を要するという理由でもって、これが受けられなくなる場合があるということについて、どう考えたらいいかということについて、考え方を聞かせていただければと思います。

○伊藤会長 能見委員の御発言、正に本件諮問事項に関係するものと思いますが、今の段階で事務当局から何か御発言ございますか。

○稲田幹事 裁判員制度が導入された際の考え方についてだけ、私の方から御説明を申し上げたいと思います。裁判員制度は、広く国民の司法参加を求めるという制度趣旨によって導入されたものでございまして、裁判員候補者は、辞退事由が認められない限り、裁判員の職に就くことを拒むことができないという意味では、裁判員となるということは、これは法律上の義務とされているところでございまして。これに対しまして、裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者の中から、裁判員法の定める手続に従って、無作為に選任されるものであることなどからいたしますと、裁判員になることが明示的に法律上の権利として保障されているとはいえないと考えられているところでございまして、そういう意味で、裁判員になることが法律上の権利として保障されているかということについては、私どもとしては、必ずしもそうではないと考えているところでございまして。

○能見委員 今お答えいただいた点もお聞きしたかったのですが、私の今の質問の趣旨は、被告人の立場から見て、こういう裁判員制度を受ける権利のようなものがあるのかどうかということでございます。

○稲田幹事 すみません、ちょっと私、今、誤解しておりましたが、被告人の立場というものにつきましても、それは同じことでございまして、最初に申し上げましたように、裁判員制度というのは、飽くまで司法の在り方に関する制度を定めたものと理解しておまして、そういう意味では被告人の方に裁判員裁判を受ける権利があるとは考えておりません。その一つの現れといたしましては、裁判員制度によって裁判を受けることを拒む権利があるかという、それもない、これは明示的でないわけでございます。そういう意味ではやはり権利性はなかなか認め難いのではないかと考えております。

○伊藤会長 よろしゅうございますか。本諮問事項について、どのような審議の仕方をするかにかかわらず、本諮問事項に関します重要な御発言と理解させていただきます。

ほかにいかがでしょう。

○佐々木委員 これから審議をしていく上で、是非こんな視点でも考えていただけないかというのが、やはり裁判員制度に参加する国民の参加できる可能性を増やすということなんですね。今までこの裁判員制度は、想定以上という表現がいいのかどうか分かりませんが、想像以上にうまく機能してきて、専門家の方々に御意見を伺っても、大変うまく機能していますということでございまして、資料も拝見いたしましたけれども、100日間に及ぶ裁判においても、国民が一人残らず参加されて、この裁判員裁判が全うできたということも御報告いただいております。ですので、この著しく長期というのがどのぐらいに当たるのかということを確認をしていかないと、例えば今後、90日の裁判が予定されていたときに、5人しかいないと。だけれども、これは著しく長期ということは、6人目を探しているがちょっと

時間が掛かりそうだから、これは著しく長期ということでもなくでもいいのではないかみたいなことになってしまうと、本末転倒になってしまうので、100日ができたとすることは、100日以下は含まれないのかも含めて、これは今、別に御回答いただく必要はないのですけれども、そして、あえていろいろな事情があって、数字を書いていないのだとも察しますけれども、だからこそ曖昧になってしまう。この著しく長期というのが一体何なのかというのは、もう少し議論をしていただけるとうれしいなと思っております。

それから、もう一つ、2点目なんですけど、要綱（骨子）の第一に関してですけれども、この著しく長期であった場合に、6人の裁判員を選ぶことが困難であった場合に、仮にゼロになるという、そういうことを認めるものだと思うんですが、いろいろなケースがあるのかなと想像いたします。例えば、初めは6人プラス補欠の6人がいらっしやって、一人、二人、仮に欠けていって、最後に何か80日目になったら、5人になってしまったと。例えばそういうときに5人の人たちも、6人欠けたし、著しく長期で、これはうまくいかないのが駄目ですよと言って、なくなってしまうというのではもったいないですし、あるいは初めから200日という裁判が想定されていて、5人の方は見付かったけれども、どうしても6人目がやはり見付からないというときに、この5人の人は、やりますと、コミットメントを表現しているにもかかわらず、参加することができないということにもなるのかなと読んでおりました。

ですから、例えば1人から5人になった場合も、それが今の法制度の裁判員制度には成り立たないのかもしれないのですけれども、例えば国民アドバイザーみたいな違う名前でも、参加の意思があるならば、1人から5人の場合も裁判に立ち会ったり、考えたり、同じルールにのっとって、参加ができて、裁判官の方々に対してもコメントができるということも有り得るのではないかと。これは全く皆様、法学の専門の方からすると、随分素人の発想だと思われるかもしれませんが、国民の参加という視点で考えると、著しく長期の場合だからといっていきなりゼロというのは、ちょっと私からすると不自然な感じがするのです。是非そんな目線も今後の審議に加えていただいて、5人以下の場合にどういった参加があり得るのかということをお議論いただけたら有り難いと思います。

- 伊藤会長 佐々木委員の御発言も、正に本件諮問事項に関わるものと存じますが、何か事務局から諮問の趣旨に関連して、今の段階で御説明いただくことはございますか。
- 稲田幹事 ただいま頂きました御意見につきましても、今後更に御審議を深めていただく際に考えていきたいと思っておりますのでございますし、御検討いただきたいと思います。
- 松尾関係官 御審議の最初に、まず能見委員からこの裁判員裁判をすることについて、それは被告人の権利かという御趣旨の発言がありました。この点について、私は制度を構築する審議会の初期の段階にほんの少しばかり関与しただけではありますが、そのときの考え方としては、被告人の権利ということは考えておりませんでした。この陪審裁判を受けるのが被告人の権利であるという考え方は、アメリカ合衆国において非常に強く、連邦の憲法等に書き込まれているわけですが、これはアメリカという国の建国の事情にもよるもので、イギリスが、植民地であったアメリカに対して、陪審裁判をする権利を剥奪しようとしたということが独立戦争に至る一つの原因であったと指摘されております。そのようなことの反映として、アメリカでは刑事裁判で被告人が陪審裁判を受ける権利ということを非常に強調しているわけではありますが、それは日本には必ずしも当てはまらない、のみならず、被告人の権利とい

う観点を入れますと、被告人はそれを辞退できるのではないかという疑問を生じ、その点が現実の問題となってまいります。

大正陪審法の際の経験として、被告人に陪審裁判を辞退できるという明文を置きましたところ、被告人は次から次に、その辞退の権限を行使して、結局、陪審裁判は年間数件しか行われないうような惨状を呈したのがかつての歴史の教える経験でありましたので、今回の裁判員制度の立案に際しましては、これは被告人の権利として認めるのではない、国の立場で、あるいは国民の立場で刑事裁判をより良くするためのものであるという認識を徹底していたつもりであります。先ほど古賀委員の御発言の中には、国民の権利というお話があったと思いますけれども、その立場に立った立案だったつもりでございます。もっとも、権利だ、義務だということを詰めていきますと、いろいろ問題が出てまいります、広やかな意味で日本刑事裁判をより良くするための制度である。被告人の権利として立案したものではないということは申し上げられると思います。

○伊藤会長 ありがとうございます。

○佐久間委員 今回の諮問のベースとなった「裁判員制度に関する検討会」の取りまとめ報告書については、先ほど概要を御紹介頂きましたが、総論として、裁判員制度の運用状況はおおむね順調であるという評価につきましては、多くの裁判員が属したであろうビジネスの人間としても、同様の感想を持っております。制度開始以前は、裁判員制度に絡む実務上の問題が何か起こるのではないかと想定していたのですが、私の知る限りでは、現時点では特段の問題は起きていないというのが実態でございまして、総論部分の評価は同感でございます。

その観点で、今回、裁判員制度が順調であるという認識に立って、法改正を要する事項として諮問された事項がこれらの3点ということでございますので、逆に言えば、それ以外の事項については、検討会では特に指摘されなかったという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤会長 この点は事務当局より説明をお願いします。

○稲田幹事 検討会の結果につきましては、公表もさせていただいているところでございますが、そこで述べているとおりでございまして、法改正という観点から、取りまとめられたのは、今、委員御指摘のありました3点だけでございました。そのほかにも運用面などにつきましては様々な御意見を頂戴しているところでございまして、今後、関係するところにおいて、運用のさらなる改善に向けた努力をしていくようにしていきたいと考えているところでございます。

○伊藤会長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

○岩間委員 私も皆さんが御発言なさっている点については、少し気掛かりがあります。裁判員裁判を外すという決定する際の手続に関して、客観的な条件と適正な手続が導入されるように、十分審議を尽くしていただきたいと思います。この要綱を見ます限り、地方裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により、又は職権でと書いてありますが、本来、国民が主体となって運営する裁判員裁判ですから、それを取りやめるという決定にも、やはり裁判員が関わるような形が望ましいのではないかと、私は素人考えですがけれども、思います。これはやはり裁判所側だけというのではなくて、何らかの形でそれを外すというのであっても、やはりそこに裁判員が関わるような形のほうが望ましいのではないかなという気が私はいたしました。

○伊藤会長 分かりました。ありがとうございます。

○初宿委員 もう既に議論があったところですので、繰り返しの意見ですけれども、私もやはりこの裁判員については先ほどの古賀委員の冒頭の総論のところで、国民意識に基づく国民の権利というような言い方をしていますが、それはやはりちょっと制度の元々の趣旨とは違うんだらうということで、先ほど松尾先生がおっしゃったふうに私自身も考えております。やはりこの制度はこれまでの、司法が国民から遠いというようなイメージがあったということから、できるだけ国民の参加を通じて、裁判が国民に近い制度というか、そういうことにしようという趣旨だったと思うのです。ですからやはり国民の権利というような、そういう制度の趣旨ではなかったのではないかと私も思います。

それから、これも先ほどから出ている意見ですけれども、権利放棄という形で捉えるというのは、私もちょっとどうかなという気がします。ただし、もし自分が選ばれたら、裁判員になってみたいと思っていられっしゃる方が、事情で参加ができなくなるわけですから、今、岩間委員からおっしゃったように、そういう参加したいと思っている人の意向が一方的にというか不必要に裁判官なりの側から否定されてしまうようなことがないような仕組みを実際どうするのか分かりませんが、その手続をやはりきちんと定めていくべきではないかと考えます。

それから、これも先ほども出てきた意見ですけれども、「著しく長期」というのは、どのぐらいのことをイメージされているのか。これは事案によっても違うのですが、この辺がやはりやや抽象的な言い回しなので、具体的な制度を作られるというか、改正される時には、この辺をもう少し詰めていただきたいなという点は、私もほかの委員と同じ意見でございます。

○山崎委員 ただいまの御意見に関連して、私も諮問事項の要綱骨子第一の長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外という点について、要望を述べたいと思っております。これは通例ですと、部会が設けられて、審議される運びになるんだと思いますが、そのときの検討方法に関して若干述べたいと思います。冒頭、稲田幹事が言及されました「裁判員制度に関する検討会」で、この事項が対象になって議論されているということで、関心を持って見ておりました。その結果、検討会の取りまとめ報告書というのが出まして、本日の資料は、その本当のエッセンスだけ抜き出しておられますが、その報告書の全体を拝見しますと、「検討のまとめ」として、こういった長期の事案は、例外的に裁判官のみによる裁判を実施することができることとする制度について、これを導入すべきであるとの意見が多数を占めたという結論になっておりまして、それを受けて、今回の諮問に至ったということは、非常によく理解できるわけです。ただ、その報告書の「検討状況」の部分を拝見しますと、実に様々な意見が記載されておりまして、これは多角的に検討がされたということはよく分かるわけですが、その検討の結果として、どのような観点からこうした除外制度を設けるのか、あるいは長期間の審理を要するとして除外すべき事件として、どのような事件を想定するのかといった点について、こういう記載からは、大方の共通理解が形成されているのかどうかよく分からないという感じがいたします。

それから、「検討のまとめ」の部分を拝見いたしましても、これまで裁判員裁判が実施された長期間審理事案のような場合まで、例外的に裁判官のみによる裁判を実施することができることとすべきであるとの意見は特に見られなかったという記載がされているだけであり

まして、極めて長期間に及ぶ事案とは、どういう事案をいうのかということについては、積極的な言及はございませんので、その点からもどうも一致した意見、あるいは共通のイメージといったものが浮かんでこないというのが率直な感想でございます。

もちろんこれは飽くまでも例外的な措置と位置付けられておりまして、極めてまれにしか起こらないことであろうと思いますが、そうでありまして、立法過程において対象事件の範囲、あるいはその判断基準について議論が十分に煮詰まっていないということで、共通理解のないままで法文化されますと、いざそれが現実化したときに、裁判官が法律の適用の可否について、迷ったり、困ったりすることにならないだろうか、ひいては、この除外制度の適正な運用を期し難いのではないかという、そういう心配もちょっと出てまいりますので、そうした事態は極力避けていただきたいと思う次第であります。

今回の要綱（骨子）を拝見しますと、具体的なものとして作られておりまして、それは一定の法文のイメージを持って作成されているのだろーと思っておりますが、今後、検討していただくに当たりましては、その今示されております要綱（骨子）の具体的な検討に先立って、先ほど申し述べました除外対象となる事件の範囲をどのように考えるのか、あるいはその除外対象事件に該当するか否かの判断基準は何かといった点について、十分議論を詰めていただいて、関係者の間で共通理解を形成していただきたいと思っております。その上で、そのことを明確な法文として書き表わすとうなるかという検討に進んでいただくように希望いたします。

○伊藤会長 ありがとうございます。

○川副委員 議論が白熱しておりまして、時間の足りないところ機会を頂き恐縮でございます。短かく要点を申し上げます。

今の御議論と関連するわけですが、検討会の取りまとめによりますと、公判の期間が著しく長期あるいは回数が著しく多数回の場合に除外するという結論になったわけですが、今回の要綱（骨子）を拝見しますと、前段の著しく長期又は多数に上というだけでなく、その後に、このことから、裁判員若しくは補充裁判員を選任することが困難な状況ということが追加されている。このように二つの要件が定められています。したがって、ここは少し検討会と違った書きぶりになっている。そうすると、恐らくこれから部会で御議論される際に、この二つの要件がどう関連するのか。長期又は多数回にわたることから、すなわち裁判員を選任が困難と認めるのかどうなのか、あるいは、そこからもう一つ何らかの手続を持った上で、選任が困難という手続をそこに入れるのか入れないのか、それは先ほどの裁判員の意見を聞いてくださいという岩間委員のお話もありましたけれども、そのらの手続的なものももう少し詰める必要があるのではないかということ、今の御議論を聞きながら考えました。

そういう意味では、この条文を具体的な実務で動かしていくときに、めったにないことではあるにせよ、この二つの要件をどう関連させていくのかという、手続的な観点も部会のほうでは是非御議論をしていただきたいと思っております。

○白田委員 お時間を頂戴しましてありがとうございます。白田でございます。

何度か御意見が出されたこととほぼ同じことでございますけれども。長期にわたることが予測に基づいて事前に、これは長期にわたるであると想定するというのと、実際に今まで経験してきた結果、長期にわたり、補充が難しかったという過去の事案とはちょっと同

じではないのではないかなと思うのです。ですから、このような規定を設けて、先ほど山崎委員からも指摘ありましたが、裁判員裁判の対象外とすることと、どの程度の期間を対象とするかというのは、また別のことではないかと。さらに、それを予測する期間を定めたとして、では誰が予測をするのかということになってしまいます。つまり結果裁判が長期にわたった、若しくは補充が難しかったことにより、それ以上継続できなかったことがこれまでであったとしても、だから事前に除外してしまう、若しくは、特定の事案については、全ての案件について期間を予測し、それらを除外してしまえば、非常に難しい問題が後で起こるのではないかなと思います。つまり、誰がそれを判断して、事前に、これは長期にわたるであろうと決めるか、またその責任問題であるとか、各々の判断というのが非常に難しくなるのではないかなと思いますので、その辺のところを十分に御議論いただければと思います。

○山根委員 様々な意見がございましたし、手続の観点等々を含め、今後議論を深めるということには賛成です。裁判員制度に関する検討会でも、この辺りで様々なやはり意見が出ておりまして、極めて長期というのはどういう考え方でまとめるか、また、裁判員を務める者に関して、過度な負担とはどの程度のものを考えるかとか、長期を務められる裁判員に偏りが起きないかであるとか、相次ぐ交代や選任のやり直しが続けば、適正な、公平な審理に影響があるのではないかと、様々な意見が出まして、今回の取りまとめにはなっているわけですが、今後、議論を深めるのに賛成です。

1点、この検討会の中でも意見も出ましたし、私も言及しましたがけれども、ただ長期か、長期ではないかということではなくて、地方においていろいろな季節であるとか、様々な実態がございますので、そうした地方における特性、例えば豪雪地帯であれば、冬はなかなか、度々通うことが困難になるとか、そういった実情も十分配慮して、今後議論をしていただければと思います。

○今田委員 この判断は公判前整理手続というところで恐らく行われるんだろうと思うんですが、元々この裁判員制度そのもののの中で、公判前整理手続の在り方というのはいろいろ問題もあって、改善の余地もあるというような議論もされている、直接この法律の改正の枠組みの中に、公判前整理手続の問題は含まれないことには、整理はなっているんですが、恐らくそこで、この今いろいろ御議論があった難しい問題が処理されるということになるかなと思いますので、この枠組みを、改正案を作るとするのは、結局公判前整理手続の議論もせざるを得ないということになって、大変難しい問題が山積しているのではないかなということがあって、恐らく部会で十分議論されるんだろうと思いますけれども、今、出されたいろいろな課題をうまく処理できるように、有益な議論が蓄積されることを期待したいと思います。

○伊藤会長 ありがとうございます。ただいま本諮問事項に関連して、多数の貴重な御意見を頂戴いたしました。そこで、そういった御意見を踏まえまして、諮問第97号の審議の進め方につきまして、御意見があれば、承りたいと存じます。

○早川委員 ただいまの議論を伺いましてよく分かりますように、この諮問につきましては、専門的、技術的な事項、あるいは検討すべき理論的、実務的な問題がかなり含まれていると思います。そこで、通例に倣いまして、新たに部会を設置して、そこで審議、調査し、その結果の報告を受けて、今後、総会で更に審議とするのが適当なのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

- 伊藤会長 ただいま早川委員から部会設置等の御提案がございましたけれども、これに関して、他の委員の方から御意見ございますでしょうか。
- 佐々木委員 その場合の期間とか、中間報告などはどのような予定になりますでしょうか。
- 伊藤会長 これは事務局から説明を御願いたします。
- 稲田幹事 今回の諮問事項、大きく言って3点なんだろうと思います。まだもちろん部会の設置自体、決めていただいているわけではありませんが、仮に設置された場合、今も種々御議論がありましたように、いろいろな御議論が、また部会の中で出てくると思います。そのような状況で、まだ現時点において、今後の御審議がどのような進行になっていくかということは分かりませんが、当然、時期に応じて部会での御審議について中間的な御報告をする、あるいはその結果の御報告をするというようなことになると思いますけれども、具体的にどのように進めていくかということについては、仮に部会が設置されれば、部会のほうと御相談をさせていただいて、御報告をしていきたいと思っております。
- 佐々木委員 毎回申し上げているんですけれども、部会で決まったものをこちらで報告されても意味がないと思います。途中で、私たちが議論にきちっと加われるようなタイミングで御報告いただきたいと思います。

……………（下略）……………

以 上